

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市廃棄物処理施設（新潟市新田清掃センター白根環境事業所）の一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務を行う施設

名 称 新田清掃センター白根環境事業所
位 置 新潟市南区臼井2135番地1

2 徴収事務委託者

新潟市南区鍋湯1608番1
株式会社 白根清掃社
代表取締役 上杉 崇史

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで